

令和2年6月11日 開会

令和2年6月 日 閉会

令和2年第2回江差町議会定例会 議案

署名議員

署名議員

議 案 目 次

報告第1号	令和元年度江差町一般会計繰越明許費繰越計算書について……………	P 1
議案第1号	江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について……………	P 3
議案第2号	江差町手数料条例の一部を改正する条例について……………	P 7
議案第3号	江差町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例について……………	P 9
議案第4号	江差町介護保険条例の一部を改正する条例について……………	P 11
議案第5号	令和2年度江差町一般会計補正予算（第5号）について……………	P 15
議案第6号	令和2年度江差町水道事業会計補正予算（第1号）について……………	P 29
議案第7号	江差町公共下水道江差・上ノ国下水道管理センター他の建設工事委託 に関する協定の締結について……………	P 33
議案第8号	財産の取得について……………	P 35
選挙第1号	江差町選挙管理委員会委員の選挙について……………	別 添
選挙第2号	江差町選挙管理委員会委員補充員の選挙について……………	別 添

報告第1号

令和元年度江差町一般会計繰越明許費繰越計算書について

令和元年度江差町一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和2年6月11日提出

江差町長 照井 誉之介

令和元年度 江差町一般会計 繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源	一 般 財 源
7	1	街の飲食店応援券発行事業	円 4,100,000	円 4,100,000	円	円	円 4,100,000
10	2	江差北小中学校暖房用ボイラー更新整備	円 4,573,000	円 4,573,000	円	円 調定未済額 4,524,000 (内訳) 国庫補助金 1,524,000 地方債 3,000,000	円 49,000
10	2	GIGAスクールネットワーク整備 (ネットワーク整備)	円 23,214,000	円 23,214,000	円	円 調定未済額 23,075,000 (内訳) 国庫補助金 11,575,000 地方債 11,500,000	円 139,000
10	2	GIGAスクールネットワーク整備 (端末整備)	円 27,696,000	円 27,696,000	円	円 調定未済額 8,325,000 (内訳) 国庫補助金 8,325,000	円 19,371,000
10	3	江差北小中学校暖房用ボイラー更新整備	円 10,928,000	円 10,928,000	円	円 調定未済額 10,892,000 (内訳) 国庫補助金 3,692,000 地方債 7,200,000	円 36,000
10	3	GIGAスクールネットワーク整備 (ネットワーク整備)	円 11,210,000	円 11,210,000	円	円 調定未済額 11,094,000 (内訳) 国庫補助金 5,594,000 地方債 5,500,000	円 116,000
10	3	GIGAスクールネットワーク整備 (端末整備)	円 15,660,000	円 15,660,000	円	円 調定未済額 4,680,000 (内訳) 国庫補助金 4,680,000	円 10,980,000

議案第 1 号

江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

江差町国民健康保険税条例の一部を、次のように改正するものとする。

令和 2 年 6 月 1 1 日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

地方税法施行令の一部改正及び国民健康保険事業費給付金に係る保険税率の算定、新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免特例に伴い、江差町国民健康保険税条例を改正するもの。

江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

江差町国民健康保険税条例（昭和40年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「610,000円」を「630,000円」に改め、同条第4項ただし書中「160,000円」を「170,000円」に改める。

第3条第1項中「7.18」を「6.81」に改める。

第4条中「20,100円」を「18,100円」に改める。

第5条第1号中「31,800円」を「28,000円」に改め、同条第2号中「15,900円」を「14,000円」に改め、同条第3号中「23,850円」を「21,000円」に改める。

第7条中「6,800円」を「6,500円」に改める。

第7条の2第1号中「10,700円」を「10,200円」に改め、同条第2号中「5,350円」を「5,100円」に改め、同条第3号中「8,025円」を「7,650円」に改める。

第8条中「2.08」を「1.77」に改める。

第9条中「7,400円」を「6,300円」に改める。

第9条の2中「8,700円」を「7,300円」に改める。

第23条中「610,000円」を「630,000円」に、「160,000円」を「170,000円」に改め、同条第1号ア中「14,070円」を「12,670円」に改め、同号イ中「22,260円」を「19,600円」に、「11,130円」を「9,800円」に、「16,695円」を「14,700円」に改め、同号ウ中「4,760円」

を「4,550円」に改め、同号エ中「7,490円」を「7,140円」に、「3,745円」を「3,570円」に、「5,617円」を「5,355円」に改め、同号オ中「5,180円」を「4,410円」に改め、同号カ中「6,090円」を「5,110円」に改め、同条第2号中「280,000円」を「285,000円」に改め、同号ア中「10,050円」を「9,050円」に改め、同号イ中「15,900円」を「14,000円」に、「7,950円」を「7,000円」に、「11,925円」を「10,500円」に改め、同号ウ中「3,400円」を「3,250円」に改め、同号エ中「5,350円」を「5,100円」に、「2,675円」を「2,550円」に、「4,012円」を「3,825円」に改め、同号オ中「3,700円」を「3,150円」に改め、同号カ中「4,350円」を「3,650円」に改め、同条第3号中「510,000円」を「520,000円」に改め、同号ア中「4,020円」を「3,620円」に改め、同号イ中「6,360円」を「5,600円」に、「3,180円」を「2,800円」に、「4,770円」を「4,200円」に改め、同号ウ中「1,360円」を「1,300円」に改め、同号エ中「2,140円」を「2,040円」に、「1,070円」を「1,020円」に、「1,605円」を「1,530円」に改め、同号オ中「1,480円」を「1,260円」に改め、同号カ中「1,740円」を「1,460円」に改める。

附則第4項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加え、「第36条第1項」を「第36条」に改める。

附則第5項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則に次の1項を加える。

(新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免の特例)

14 新型コロナウイルス感染症の影響により第24条の2第1項第1号の規定の適用を受ける者については、同条第2項の規定にかかわらず、同項に掲げる申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して町長に提出した場合において、町長が必要と認めるときは、令和元年度分及び令和2年度分の国民健康保険税であつて、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されている国民健康保険税の全部又は一部について減免する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。ただし、附則第4項及び第5項の改正規定は、土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 2 号

江差町手数料条例の一部を改正する条例について

江差町手数料条例の一部を、次のように改正するものとする。

令和 2 年 6 月 1 1 日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）の一部改正に伴い、江差町手数料条例を改正するもの。

江差町手数料条例の一部を改正する条例

江差町手数料条例（平成16年条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第2中、

「

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第11条第1項第1号又は第3号から第7号までの規定に基づく通知カードの再交付（町長が特に必要と認める場合のものを除く。）	1枚につき	500円
--	-------	------

」

を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第3号

江差町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

江差町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を、次のように改正するものとする。

令和2年6月11日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正（令和2年厚生労働省令第21号）に伴い、江差町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を改正するもの。

江差町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

江差町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「指定都市」の次に「若しくは同法第252条の22第1項の中核市」を加える。

附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

議案第4号

江差町介護保険条例の一部を改正する条例について

江差町介護保険条例の一部を、次のように改正するものとする。

令和2年6月11日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（令和2年政令第98号）の施行、並びに新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険料の減免額等に関する規定を整備するため、江差町介護保険条例を改正するもの。

江差町介護保険条例の一部を改正する条例

江差町介護保険条例（平成12年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「令和元年度から」及び「までの各年度」を削り、「28,100円」を「22,500円」に改め、同条第3項中「令和元年度から」及び「までの各年度」を削り、「28,100円」を「22,500円」に、「46,800円」を「37,500円」に改め、同条第4項中「令和元年度から」及び「までの各年度」を削り、「28,100円」を「22,500円」に、「54,300円」を「52,500円」に改める。

附則に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免）

第6条 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収の対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている保険料（第一号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第一号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免について、次の各号のいずれかに該当する者は、第11条第1項に規定する保険料の減免の要件に満たすものとして、同項の規定を適用する。

（1） 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の第2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）により、第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。

（2） 新型コロナウイルス感染症の影響により、第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下この号において「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のア及びイに該当すること。

ア 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分3以上であること。

イ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が40

0万円以下であること。

- 2 前項の場合における第11条第2項の規定の適用については、同項中「提出しなければならない」とあるのは、「提出しなければならない。ただし、町長は、これにより難しい事情があると認めるときは、別の申請期限を定めることができる」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。ただし、改正後の附則第6条の規定は、令和2年2月1日から適用する。

議案第5号

令和2年度江差町一般会計補正予算（第5号）について

令和2年度江差町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ16,027千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,192,155千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年6月11日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

令和2年度江差町一般会計補正予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加をする必要が生じたことによる。

令和2年度 一般会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
総務費	企画費	江差町・上ノ国町地域創生事業	1,730				865	865	
総務費	企画費	江差町まちづくりアドバイザー設置	318					318	
総務費	住民運動対策費	コミュニティ助成(尾山町「隆政山」山車改修補助)	2,500				2,500		
民生費	介護支援施設費	まるやまトレーニングコーナー機器設置	3,275				2,026	1,249	
農林水産業費	農業振興費	経営所得安定対策	816		816				
商工費	観光費	五平橋改修整備	3,367					3,367	
教育費	小学校費 学校管理費	小学校における新型コロナウイルス感染症防止対策	2,566	42				2,524	
教育費	中学校費 学校管理費	中学校における新型コロナウイルス感染症防止対策	1,455	26				1,429	
計			16,027	68	816		5,391	9,752	

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
13国庫支出金		1,348,595	68	1,348,663
	2国庫補助金	992,622	68	992,690
14道支出金		347,491	816	348,307
	2道補助金	107,234	816	108,050
18繰越金		27,230	9,752	36,982
	1繰越金	27,230	9,752	36,982
19諸収入		101,616	5,391	107,007
	4交付金	1,355	5,391	6,746
歳入合計		6,176,128	16,027	6,192,155

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,020,903	4,548	1,025,451
	1 総務管理費	968,485	4,548	973,033
3 民生費		2,207,577	3,275	2,210,852
	1 社会福祉費	1,911,461	3,275	1,914,736
6 農林水産業費		252,574	816	253,390
	1 農業費	190,268	816	191,084
7 商工費		277,758	3,367	281,125
	1 商工費	277,758	3,367	281,125
10 教育費		469,585	4,021	473,606
	2 小学校費	97,571	2,566	100,137
	3 中学校費	49,298	1,455	50,753
歳 出 合 計		6,176,128	16,027	6,192,155

歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
13 国庫支出金	1,348,595	68	1,348,663
14 道支出金	347,491	816	348,307
18 繰越金	27,230	9,752	36,982
19 諸収入	101,616	5,391	107,007
歳入合計	6,176,128	16,027	6,192,155

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2総務費	1,020,903	4,548	1,025,451			3,365	1,183
3民生費	2,207,577	3,275	2,210,852			2,026	1,249
6農林水産業費	252,574	816	253,390	816			
7商工費	277,758	3,367	281,125				3,367
10教育費	469,585	4,021	473,606	68			3,953
歳出合計	6,176,128	16,027	6,192,155	884	0	5,391	9,752

(2) 歳入

款 項 目	補正前の額	補正額	計
13 国庫支出金	1,348,595	68	1,348,663
2 国庫補助金	992,622	68	992,690
6 教育費国庫補助金	2,000	68	2,068
14 道支出金	347,491	816	348,307
2 道補助金	107,234	816	108,050
3 農林水産業費道費補助金	79,689	816	80,505
18 繰越金	27,230	9,752	36,982
1 繰越金	27,230	9,752	36,982
1 繰越金	27,230	9,752	36,982
19 諸収入	101,616	5,391	107,007
4 交付金	1,355	5,391	6,746
1 総務費交付金	1,130	3,365	4,495
4 民生費交付金	0	2,026	2,026
歳入合計	6,176,128	16,027	6,192,155

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
1	小学校費補助金	42	学校保健特別対策事業費補助金 (感染症対策のためのマスク等購入支援事業)
2	中学校費補助金	26	学校保健特別対策事業費補助金 (感染症対策のためのマスク等購入支援事業)
1	農業費補助金	816	経営所得安定対策等推進事業補助
1	前年度繰越金	9,752	前年度繰越金
1	総務費交付金	3,365	いきいきふるさと推進補助 コミュニティ助成
			865 2,500
1	社会福祉費交付金	2,026	スポーツ振興くじ助成金

(3) 歳出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2 総務費	1,020,903	4,548	1,025,451			3,365	1,183
1 総務管理費	968,485	4,548	973,033			3,365	1,183
6 企画費	191,397	2,048	193,445			865	1,183
8 住民運動対策費	4,218	2,500	6,718			2,500	
3 民生費	2,207,577	3,275	2,210,852			2,026	1,249
1 社会福祉費	1,911,461	3,275	1,914,736			2,026	1,249
6 介護支援施設費	21,031	3,275	24,306			2,026	1,249
6 農林水産業費	252,574	816	253,390	816			
1 農業費	190,268	816	191,084	816			
2 農業振興費	18,139	816	18,955	816			
7 商工費	277,758	3,367	281,125				3,367
1 商工費	277,758	3,367	281,125				3,367
3 観光費	72,508	3,367	75,875				3,367
10 教育費	469,585	4,021	473,606	68			3,953
2 小学校費	97,571	2,566	100,137	42			2,524
1 学校管理費	83,211	2,566	85,777	42			2,524
3 中学校費	49,298	1,455	50,753	26			1,429
1 学校管理費	37,535	1,455	38,990	26			1,429

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
1 報	酬	20	まちづくりアドバイザー報酬
8 旅	費	298	まちづくりアドバイザー旅費
18 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金		1,730	江差町・上ノ国町地域創生協議会負担金
18 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金		2,500	コミュニティ助成 (尾山町「隆政山」山車改修補助)
11 役 務 費		43	手数料 廃棄手数料
17 備 品 購 入 費		3,232	トレッドミル (ランニングマシン) 2台
18 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金		816	江差町地域農業再生協議会補助 (経営所得安定対策等推進事業補助)
14 工 事 請 負 費		3,367	五平橋改修工事 (追加工事)
10 需 用 費		403	消耗品費
11 役 務 費		83	通信運搬費 郵便料・送料
17 備 品 購 入 費		2,080	衛生用備品 (非接触型体温計・ハンドソープディ ス펜サー) 120 換気用・熱中症対策用備品 (扇風機) 1,960
10 需 用 費		284	消耗品費
11 役 務 費		57	通信運搬費 郵便料・送料

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
歳 出 合 計	6,176,128	16,027	6,192,155	884	0	5,391	9,752

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
17	備品購入費	1,114	衛生用備品（非接触型体温計・ハンドソープディスペンサー） 74 換気用・熱中症対策用備品（扇風機） 1,040

(4) 給与費明細書

1. 特別職

区分	職員数 (人)	給 与 費							共済費 (千円)	合 計 (千円)	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地域手当 (千円)	寒冷地 手当 (千円)	その他 の手当 (千円)	計 (千円)			
補正前	長 等	3		20,976	7,866 4.50		291	7,892	37,025	5,865	42,890
	議 員	12	26,436		5,728 2.60				32,164	9,356	41,520
	その他の特 別 職 職	337	18,112						18,112		18,112
	計	352	44,548	20,976	13,594		291	7,892	87,301	15,221	102,522
補正額	長 等										
	議 員										
	その他の特 別 職 職	1	20						20		20
	計	1	20						20		20
補正後	長 等	3		20,976	7,866 4.50		291	7,892	37,025	5,865	42,890
	議 員	12	26,436		5,728				32,164	9,356	41,520
	その他の特 別 職 職	338	18,132						18,132		18,132
	計	353	44,568	20,976	13,594		291	7,892	87,321	15,221	102,542

2. 一般職

(1) 総括

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正前	95		325,722	259,895	585,617	108,887	694,504	
補正額					0		0	
補正後	95		325,722	259,895	585,617	108,887	694,504	

職 員 手 当 の 内 訳	区分	扶養手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職手当 (千円)	時間外手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)
		補正前	10,029	7,214	75,739	56,160	10,867	26,412	2,287	6,408
補正額										
補正後	10,029	7,214	75,739	56,160	10,867	26,412	2,287	6,408	6,500	
区 分	宿直手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	退職手当組合負担金 (千円)	備 考					
補正前			350	57,929						
補正額										
補正後			350	57,929						

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正前	87	40,481	86,262	14,480	141,223	22,528	163,751	
補正額					0		0	
補正後	87	40,481	86,262	14,480	141,223	22,528	163,751	

職 員 手 当 の 内 訳	区分	扶養手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職手当 (千円)	時間外手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)
		補正前				9,210			4,769	501
補正額										
補正後				9,210			4,769	501		
区 分	宿直手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	退職手当組合負担金 (千円)	備 考					
補正前										
補正額										
補正後										

議案第6号

令和2年度江差町水道事業会計補正予算（第1号）について

（総則）

第1条 令和2年度江差町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為補正」による。

令和2年6月11日 提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

令和3年度から令和4年度に委託する水道管路システム構築委託業務の債務負担額が確定したことによる。

第1表 債務負担行為補正

(追加)

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
水道管路システム構築委託 業務	令和3年度～ 令和4年度	6,500

債務負担行為 支出予定額等に関する調書

事 項	限度額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降の 支出予定額		左の財源内訳			一般 財源
		期間	金額	期間	金額	特定財源			
						国道 支出金	企業債	その他	
水道施設の水処理等維持管理業務部分委託	76,518	平成30 令和元	50,778	令和元 令和2	25,740				25,740
水道メーター検針及び開閉栓業務委託	4,554	令和元	3,924	令和2	4,554				4,554
水道施設電気施設保守委託	428	令和元	3,924	令和2	4,554				4,554
浄水場中央監視システム更新	41,334	平成28 令和元	32,984	令和2	8,360		8,360		
水道管路システム構築委託業務	12,000			令和2 令和4	12,000				12,000

議案第7号

江差町公共下水道江差・上ノ国下水道管理センター他の建設工事委託に関する協定の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第2条の規定に基づき、次のとおり協定を締結するため、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|--|
| 1 委託の対象 | 江差町公共下水道江差・上ノ国下水道管理センター他の建設工事 |
| 2 工事場所 | 江差町字砂川411-6他 |
| 3 事業費 | 179,200,000円 |
| 4 委託期間 | 令和2年度から令和3年度 |
| 5 委託の相手方 | 東京都文京区湯島二丁目31番27号
日本下水道事業団
代表者 理事長 辻原 俊博 |

令和2年6月11日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決に付すべき契約が50,000,000円以上の請負契約であるため。

議案第8号

財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第3条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

令和2年6月11日提出

江差町長 照 井 誉之介

記

- | | |
|----------|---|
| 1 取得する財産 | 戸籍総合システム |
| 2 取得数量 | 一式 |
| 3 取得価格 | 10,382,918円 |
| 4 取得の相手方 | 札幌市中央区北4条西6丁目
北海道市町村備荒資金組合
組合長 棚野孝夫 |

